



合格開眼塾 Thinking Lecture 編2018・5月ガイダンス

学校や教科書では学べない 合格に必要な知識, 思考, スキル

【ガイダンスレジュメ】

辰巳専任講師 弁護士

柏谷 周希 先生

辰巳法律研究所

TOKYO・YOKOHAMA・OSAKA・KYOTO・NAGOYA・FUKUOKA

学校や教科書では学べない合格に必要な知識, 思考, スキル

【MEMO】

合格開眼塾 Thinking Lecture 編 2018・5月ガイダンス
学校や教科書では学べない合格に必要な知識、思考、スキル

講師作成レジュメ

辰巳専任講師・弁護士

柏谷 周希 講師

第1 はじめに

1 司法試験合格に必要な知識、思考、スキルとは？

- (1) 司法試験とは法曹実務家登用試験
- (2) 法曹実務家は事件を処理するのが職務
- (3) したがって、司法試験では事件処理能力が求められる
- (4) よって、司法試験合格に必要な知識、思考、スキルとは事件処理能力を意味する

＊但し、司法試験は相対評価なので、求められる事件処理能力とは相対評価の中で他の受験生よりも身につけていけばよいということになる

2 事件処理能力とは？

- (1) 基本的知識（既知）
⇒合格する受験生がもっているレベルの知識
- (2) 法的思考能力
⇒既知から未知を考える力
＊本試験は想像の斜め上からの出題がなされるため、法的思考能力が不可欠
- (3) 起案力
ア 形式的起案力
⇒出題趣旨に沿った答案作成能力

イ 実質的起案力
⇒文字の大きさ、ナンバリングなど体裁についての答案作成能力

3 以上により、受験生が身につけなければいけないのは事件処理能力である

第2 合格開眼塾とは？

1 概要

- ⇒1年で合格に必要なインプットからアウトプットまで徹底的に行う講座
- ⇒合格に必要な内容（知識、答案の書き方、短答の解き方テクニック）はすべて網羅する

2 TL編

⇒事件処理能力を「繰り返し聴くだけ」で身につける

(1) 基本的知識

⇒合格者がもっている論文知識はすべて網羅するので、情報量で負けることはない

*短答合格に必要な知識もこれで十分。短答の学修の仕方やテクニックも「短答解法トレーニング12時間」でフォロー

*TLで紹介できなかった最新判例は、その後の開眼塾の中で適宜、紹介

(2) 法的思考能力

⇒法的思考が身につくように体系的に知識をインプットする

(3) 起案力

ア 実質的起案力

⇒重要判例、一部過去問を論述例の形でレジュメに掲載し、実践的な答案表現を学ぶ

イ 形式的起案力

⇒ペン習字答案をなぞることで答案の体裁を身につける

3 スタ論（基本スキル編、実践力養成編）

⇒第1クール、第2クールで段階的にアウトプットを学ぶ

*受講生の答案表現をスクラップにしたスクラップ講義やライブ添削でライバルの答案表現を学ぶ

4 直前フォロー答練、最後の合格開眼塾

⇒直前期まで最新知識・判例、答案の書き方、当日までの過ごし方を学ぶ

第3 H29本試験刑訴の分析

<平成29年司法試験刑事系>

〔第2問〕 (配点：100)

配点の割合なし

次の【事例】を読んで、後記〔設問1〕及び〔設問2〕に答えなさい。

【事例】

1 平成28年9月1日に覚せい剤取締法違反(所持)により逮捕されたAは、同月4日、司法警察員Pの取調べにおいて、「所持していた覚せい剤は、逮捕される3日前の夜、H県I市J町の路上で、甲から買ったものである。」旨供述した。Pが甲について捜査したところ、甲は、覚せい剤取締法違反の前科3犯を有する者であり、現在、H県I市J町O丁目△番地所在のKマンション101号室(以下「甲方」という。)を賃借し、居住していることが判明した。また、A以外にも、その頃、覚せい剤取締法違反(所持)で逮捕された複数の者が、覚せい剤を甲から買った旨供述していることも判明した。そこで、Pが、司法警察員Qらに、甲方への人の出入り及び甲の行動を確認させたところ、甲方には、甲とその内妻乙が居住しているほか、丙が頻繁に出入りしていること、甲が、Kマンション周辺の路上で、複数の氏名不詳者に茶封筒を交付し、これと引換えに現金を受領するという行為を繰り返していることが判明した。

これらの事情から、Pは、甲が自宅を拠点に覚せい剤を密売しているとの疑いを強め、覚せい剤密売の全容を解明するためには甲方の搜索差押えを実施する必要があると考えた。Pは、同月15日、H地方裁判所裁判官に対し、甲に対する覚せい剤取締法違反(Aに対する営利目的の譲渡)の被疑事実で甲方の搜索差押許可状の発付を請求した。H地方裁判所裁判官は、同日、搜索すべき場所を「甲方」とし、差し押さえるべき物を「本件に関連する覚せい剤、電子秤、茶封筒、ビニール袋、注射器、手帳、ノート、メモ、通帳、携帯電話機」とする搜索差押許可状を発付した。

Pは、Qから、甲が玄関のドアチェーンを掛けたまま郵便配達員に対応していたとの報告を受け、甲方の搜索の際、呼び鈴を鳴らしてドアを開けさせることができたとしても、ドアチェーンが掛かったままの可能性が高く、その場合、玄関から室内に入るのに時間が掛かり、甲らが証拠隠滅を図るおそれが高いと考えた。そこで、これに備えて、Qらが、甲方ベランダの外にあらかじめ待機し、Pの合図でベランダの柵を乗り越えて掃き出し窓のガラスを割って甲方に入ることとした。

2 Pは、同月17日、甲方を搜索することとし、同日午後1時頃、QらをKマンション1階甲方ベランダの外に待機させた上、甲方玄関先の呼び鈴を鳴らした。すると、甲がドアチェーンを掛けたままドアを開けたので、Pは、直ちにQに合図を送った。①Pから合図を受けたQらは、ベランダの柵を乗り越え、掃き出し窓のガラスを割って解錠し、甲方に入った。居間には、乙が右手にハンドバッグを持った状態で、また、丙がズボンの右ポケットに右手を入れた状態で、それぞれ立っていた。その間に、Pは、携行していたクリッパーでドアチェーンを切断して玄関から甲方に入った。Pは、居間において、甲に搜索差押許可状を示した上、Qらと共に、甲方を搜索し、居間のテーブル付近において、電子秤1台、ビニール袋100枚、茶封筒50枚、注射器80本及び携帯電話機5台を発見し、これらを差し押さえた。

Pらによる搜索中、居間に立っていた乙が、ハンドバッグを右手に持ったまま玄関に向かって歩き出した。それを見たPが、乙に対し、「待ちなさい。持っているバッグの中

「必要な処分」(222I、111I)として許されるか。H20新司や最決平14・10・4が参考になる。覚せい剤は隠滅が容易であることを指摘の方がよいように思われる

この方法だけで甲方に入るのではダメだったのかを検討させたいのか?

を見せなさい。」と言ったところ、乙は、「私のものなのに、なぜ見せないといけないんですか。嫌です。」と述べてこれを拒否し、そのまま玄関に向かった。そこで、**②Pは、「ちょっと待て。」と言いながら乙の持っていたハンドバッグをつかんでこれを取り上げ、その中身を搜索した。**その結果、Pは、同ハンドバッグ内から、多数の氏名・電話番号が記載された手帳1冊及び甲名義の通帳1通を発見し、これらを差し押さえた。

乙は同居人なので、同居人の所持品に令状の効力が及ぶのかを令状裁判官の令状審査といった視点から論述することが求められる。最決平6. 9. 8が参考になる

他方、丙は、ズボンの右ポケットに入れていた右手を抜いたが、右ポケットが膨らんだままであったほか、時折、ズボンの上から右ポケットに触れるなど、右ポケットを気にする素振りや、落ち着きなく室内を歩き回るなどの様子が見られた。そこで、Qは、丙に、「ズボンの右ポケットに何が入っているんだ。」と尋ねたが、丙は答えなかった。その後、丙は、右手を再び右ポケットに入れてトイレに向かって歩き出した。これに気付いたQは、丙に、「待ちなさい。右ポケットには何が入っている。トイレに行く前に、ポケットに入っているものを出して見せなさい。」と言って呼び止めた。これに対し、丙は、黙ったままQの脇を通り抜けてそのままトイレに入ろうとした。そこで、**③Qは、丙の右腕をつかんで引っ張り、右ポケットから丙の右手を引き抜いたが、丙が右手にも持っていなかったことから、更に丙のズボンの右ポケットに手を差し入れ、そこから5枚の紙片を取り出した。**Qがその紙片を確認したところ、各紙片に、覚せい剤を売却した日、相手方、量及び代金額と思われる記載があったことから、これらを差し押さえた。

偶然、そこに居合わせた者に令状の効力が及ぶかが問われている。また、②と違ってポケットに手を差し入れているため、「場所」の令状で「身体」を搜索できるのかといった視点も大事。旧司刑訴H18第1問が参考になる

その後、Pらは、押し入れ内から、ビニール袋に入った覚せい剤1袋(100グラム)を発見し、同日午後3時頃、甲、乙及び丙を覚せい剤取締法違反(営利目的の共同所持)で現行犯逮捕した上、逮捕に伴う差押えとして、同覚せい剤を差し押さえた。

3 甲ら3名は、同月19日、覚せい剤取締法違反(営利目的の共同所持)の被疑事実によりH地方検察庁検察官に送致され、同日、勾留された。

甲ら3名は、取調べにおいて、いずれも被疑事実を認めた上で、平成27年11月頃から覚せい剤の密売を開始し、役割を分担しながら、携帯電話で注文を受けて覚せい剤を密売していたことなどを供述した。また、通帳等の記載から、甲ら3名の覚せい剤密売による売上金の5割相当額が甲名義の預金口座から丁名義の預金口座に送金されていることが判明した。甲は、当初、丁の覚せい剤密売への関与を否定したが、その後、丁の関与を認めるに至り、丁に対する前記送金は覚せい剤の売上金の分配であると供述した。乙は、丁の関与を一貫して否定し、丙は、丁のことは知らないと供述した。以上の過程で、【資料】記載の〔証拠1〕ないし〔証拠4〕が作成された。

検察官Rは、延長された勾留の満了日である平成28年10月8日、甲ら3名を覚せい剤取締法違反(営利目的の共同所持)により、H地方裁判所に公判請求した。

4 Pは、甲の供述等に基づき、同月19日、丁を覚せい剤取締法違反(甲ら3名との営利目的の共同所持)で通常逮捕した。丁は、「甲、乙のことは知っているが、丙のことは知らない。覚せい剤を甲らと共同で所持したことはない。甲は、毎週、私名義の預金口座に現金を送金してくれているが、その理由は分からない。昔、甲が、私の所有する自動車を運転中に事故を起こしたことがあり、その弁償として送金してくれているのではないか。」と供述し、事件への関与を否認した。

丁は、同月21日、覚せい剤取締法違反(甲ら3名との営利目的の共同所持)の被疑事実によりH地方検察庁検察官に送致され、同日、勾留された。

丁は、その後も否認を続けたが、Rは、捜査の結果、延長された勾留の満了日である同年11月9日、丁について、甲ら3名と共謀の上、営利の目的で、覚せい剤100グラムを所持したとの事実で、H地方裁判所に公平請求した。

Rは、丁の弁護人Sに対し、〔証拠3〕を含む検察官請求証拠を開示するとともに、甲の証人尋問が予想されたことから、〔証拠1〕、〔証拠2〕及び〔証拠4〕を含む、甲及び乙の供述録取書等を任意開示した。

- 5 丁に対する覚せい剤取締法違反被告事件の第1回公平期日において、丁は、「身に覚えがない。甲が覚せい剤の密売をしていたかどうか知らない。」と陳述して公訴事実を否認し、Sは、検察官請求証拠のうち、〔証拠3〕について不同意の証拠意見を述べた。そこで、Rは、丁と甲らとの共謀を立証するため、甲の証人尋問を請求し、H地方裁判所は、第2回公平期日においてこれを実施する旨の決定をした。

第2回公平期日において、甲の証人尋問が実施され、甲は、「私は、以前、覚せい剤取締法違反により懲役2年の実刑判決を受け、平成27年6月に刑務所を出所した。すると、丁が刑務所に迎えに来てくれて、『しばらくはのんびり生活したらいい。』と言って50万円をくれた。同年8月頃、丁から、『何もしていないんだったら手伝わないか。』と言われ、覚せい剤の密売を手伝うようになった。同年10月下旬、丁から、『覚せい剤を仕入れてやるから、自分たちで売ってこい。俺の取り分は売上金の5割でいい。あとは自由に使っていい。』と言われたので、同年11月頃から、内妻の乙や知人の丙と一緒に覚せい剤を密売し、毎週、売上金の5割を丁名義の口座に振り込み、私が3割、乙及び丙が1割ずつ受け取っていた。丁からは、1か月に1回の頻度で、密売用に覚せい剤100グラムを受け取っていた。」旨供述した（以下「甲証言」という。）。

第3回公平期日において、④Sは、甲証言の証明力を争うため、〔証拠1〕、〔証拠2〕及び〔証拠4〕の各取調べを請求した。

弾劾証拠として許容されるかが問われている。自己矛盾供述に限られる理由を示し、そこから考えていくことが重要。旧司刑訴H20第2問が参考になる

〔設問1〕 下線部①ないし③の捜査の適法性について、具体的事実を摘示しつつ論じなさい。

〔設問2〕

1. 裁判所は、下線部④で請求された各証拠について、これらを証拠として取り調べる旨の決定をすることができるか否かを論じなさい。
2. 仮に、前記1において、裁判所が甲証言の証明力を争うための証拠として取り調べた証拠があったとする。その場合、Rが「甲証言の証明力を回復するためである。」として、改めて〔証拠3〕の取調べを請求したとき、裁判所は、これを証拠として取り調べる旨の決定をすることができるか否かを論じなさい。

回復証拠も弾劾証拠に含まれるかということ論じる必要がある。さらに、本問の場合、〔証拠3〕の供述の存在だけで甲証言の証明力を回復できるのかを分析する必要がある

（参照条文） 覚せい剤取締法

- 第41条の2 覚せい剤を、みだりに、所持し、譲り渡し、又は譲り受けた者（略）は、10年以下の懲役に処する。
- 2 営利の目的で前項の罪を犯した者は、1年以上の有期懲役に処し、又は情状により1年以上の有期懲役及び500万円以下の罰金に処する。
 - 3 （略）

【資料】

	供述者	作成日付 (平成28年)	証拠方法 作成者	供述要旨等
証拠1		9月21日	捜査報告書 P	<p>本職が、本日、被疑者甲から聴取した供述の要旨は以下のとおりである。</p> <p>「密売グループの構成員は、私、乙、丙の3名である。私が密売グループのトップであり、乙、丙に密売の手伝いをさせていた。丁は私の知り合いだが、覚せい剤の密売には関与していない。」</p> <p>[甲の署名・押印なし。]</p>
証拠2	甲	9月22日	供述録取書 P	<p>私が覚せい剤の密売に関与するようになったのは、平成27年になってからである。密売用の覚せい剤は、私が知り合いの暴力団組員から定期的に仕入れていた。その知り合いの組員は丁ではない。</p> <p>丁名義の預金口座に現金を送金したのは、借金の返済のためであり、覚せい剤の密売による売上金を分配したものではない。</p> <p>[甲の署名・押印あり。]</p>
証拠3	甲	10月5日	供述録取書 R	<p>私は、平成27年8月頃、丁から、覚せい剤の密売を手伝うように言われた。その後、丁の指示で、同年11月頃から、乙、丙と共に覚せい剤の密売を開始した。密売グループのトップは丁であり、丁から1か月に1回の頻度で覚せい剤100グラムを受領し、これを1グラムずつ小分けして密売していた。</p> <p>丁の指示で、毎週、売上金の5割を私名義の預金口座から丁名義の預金口座に送金し、私が3割、乙及び丙が1割ずつ受け取っていた。</p> <p>警察では、私が密売グループのトップであり、丁は関係がないと供述したが、これは嘘である。嘘をついた理由は、丁が密売グループのトップだと正直に話したら、丁から報復を受けると思い、怖かったからだ。しかし、ここで正直に話さないと、出所後、また丁の下で覚せい剤の密売をすることになると思い、勇気を出して正直に供述することにした。</p> <p>[甲の署名・押印あり。]</p>
証拠4	乙	9月27日	供述録取書 Q	<p>密売グループの構成員は、私、甲及び丙の3名だけであり、丁は関係ない。丁名義の預金口座への送金は、甲の丁に対する借金の返済である。</p> <p>[乙の署名・押印あり。]</p>

証拠1は自己矛盾供述だが、署名押印なし

証拠4は自己矛盾供述ではない

【司法試験合格開眼塾 2017 T L 編 本体講義レジュメより抜粋】

1

2

4 搜索・差押えの実施・範囲

3

(1) 搜索・差押えの実施する際の手続は？

4

→差押状, 記録命令付差押状, 搜索状は, 処分を受ける者に提示する必要がある (110, 222I)

5

→搜索状・差押状の執行については, 錠をはずし, 封を開くなどの「必要な処分」をすることができる

6

(111, 222I)

7

8

(2) 令状の事前提示が要求される趣旨は？

9

→搜索差押活動の範囲を令状記載の範囲に限定して, 被疑者の防御権を保障すること

10

*最決平14. 10. 4 (令状提示前の立入り)

1 「警察官らは, ……搜索差押許可状執行の動きを察知されれば, …被疑者において, 直ちに覺せ
2 い剤を洗面所に流すなど短時間のうちに差押対象物件を破棄隠匿するおそれがあったため, ホテル
3 の支配人からマスターキーを借り受けた上, …施錠された…客室のドアをマスターキーで開けて室
4 内に入り, その後直ちに被疑者に搜索差押許可状を提示して搜索及び差押えを実施した」。「以上の
5 ような事実関係の下においては, 搜索差押許可状の提示に先立って警察官らがホテル客室のドアを
6 マスターキーで開けて入室した措置は, 搜索差押えの実効性を確保するために必要であり, 社会通
7 念上相当な態様で行われていると認められるから, 刑法222条1項, 111条1項に基づく処
8 分として許容される。また, 同法222条1項, 110条による搜索差押許可状の提示は, …令状
9 の執行に着手する前の提示を原則とすべきであるが, 前記事情の下においては, 警察官らが令状の
10 執行に着手して入室した上その直後に提示を行うことは, …搜索差押えの実効性を確保するために
11 やむを得ないところであって, 適法というべきである。」

11

(3) 「必要な処分」の内容は？

12

→差押状, 記録命令付差押状, 搜索状の執行にあたっては, 錠を外す, 封を開くなどの「必要な処分」
14 をすることができる (111, 222I)

15

→必要な処分の範囲は, 執行の目的を達成するのに必要であり, かつ社会的にも相当と認められる処分に限定される

16

∴その範囲で裁判官の令状審査によるチェックが入っているから

17

18

(4) 「場所」に対する搜索差押令状で, そこにいる「人」の所持品を搜索することはできるか？

19

20

ア 所持品の搜索

21

→当該搜索令状の搜索場所に「居住する人」の所持品については令状の効力が及ぶ

22

∴令状を発付する裁判官は, 搜索場所に置かれた物 (携帯されていても同じ) が, その場所に含まれることを前提に「場所」に対する令状を発付しているから (最決平6. 9. 8)

23

24

→当該搜索令状の搜索場所に「偶然居合わせた者」の所持品は, 原則令状の効力は及ばない

25

but, その「場所」にあった物を隠匿した場合やそれが合理的に疑われる場合には, 裁判官の令状審査の効力が及んでいるので, 当該令状に基づく「必要な処分」(222I, 111I) として, その者の所持品を搜索できる

26

27

28

1 *旧司刑訴H18第1問

2

3 5 証明力を争うための証拠(328)

4 (1) 328により証拠能力を認められる証拠の種類は?

5 →自己矛盾の供述に限られる(最判平18.11.7)

1 「刑訴法328条は、公判準備又は公判期日における被告人、証人その他の者の供述が、別の機会
2 にしたその者の供述と矛盾する場合に、矛盾する供述をしたこと自体の立証を許すことにより、公判
3 準備又は公判期日におけるその者の供述の信用性の減殺を図ることを許容する趣旨のものであり、別
4 の機会に矛盾する供述をしたという事実の立証については、刑訴法が定める厳格な証明を要する趣旨
5 であると解するのが相当である。」

6 (2) 回復証拠・増強証拠の証拠能力は?

7 ア 回復証拠は328により証拠とすることができるか?

8 →できる(東京高判昭53.5.17)

9 ∵条文「争う」。公判供述の証明力を回復することは、弾劾証拠の証明力を減殺するにすぎないから

10 例) 暴行を目撃したAが法廷で「被告人Xが犯人である」と証言したのに対し、Aの証言を弾劾
11 するため「AがXと喧嘩をした」ことが証明された場合、更に「喧嘩した日以前にAが『Xが
12 犯人である』と言っていた」、旨のBの法廷供述を弾劾証拠として用いるような場合

13 →このような場合、Aの法廷の証言はAとXの仲違いのせいではないかという疑いが示されている。

14 これに対し、Aが喧嘩をする以前にAが法廷における証言と同じ供述をしていたという事実はその
15 供述の存在だけでAとXの喧嘩とAの証言内容との因果関係を否定することができる

16

17 イ 増強証拠は328により証拠とすることができるか?

18 →できない(大阪高判平2.10.9)

19 ∵「争う」という文言に反する。結局、実質証拠と同じになるから

20 *H20旧司刑訴第2問

1 <平成18年旧司法試験刑事訴訟法第1問>

2

3 警察官Aは、甲に対する覚せい剤譲渡被疑事件につき、捜索場所を甲の自宅である「Xマンション101号
4 室」、差し押さえるべき物を「取引メモ、電話番号帳、覚せい剤の小分け道具」とする捜索差押許可状を得て、
5 同僚警察官らとともに、甲宅に赴いた。

6 玄関ドアを開けた甲に、Aが捜索差押許可状を呈示して室内に入ったところ、その場にいた乙が、テーブル
7 上にあった物をつかみ、それをポケットに入ると、ベランダから外に逃げ出した。これを見たAらは、直ち
8 に乙を追い掛け、甲宅から300メートルほど離れた路上で転倒した乙に追い付いた。Aは、乙に対しポケッ
9 ト内の物を出すように要求したが、乙がこれを拒否したため、その身体を押さえ付けて、ポケット内を探り、
10 覚せい剤粉末が入ったビニール袋を発見した。Aは、乙を覚せい剤所持の現行犯人として逮捕し、その覚せい
11 剤入りビニール袋を差し押さえた。

12 以上の警察官の行為は適法か。

13

14 (出題趣旨)

15 本問は、場所に対する捜索差押許可状を執行する際、その場に居合わせた者に対し、いかなる場合に、ど
16 のような措置を実施することができるかを問うことにより、令状による捜索・差押えの効力が及ぶ範囲とそ
17 の根拠について、刑事訴訟法の基本的な知識及び理解力並びに具体的事案に対する応用力を試すものである。

1 <平成20年旧司法試験刑事訴訟法第2問>

2
3 被告人甲は、Aと路上で口論の末、その場を立ち去ろうとしたAを背後から手で突き飛ばし、その場に転倒
4 させ負傷させたとして、傷害罪で起訴された。これに対して、甲は、「Aと口論をしたが、Aに対して暴行は加
5 えておらず、その場から立ち去ろうとしたAがつかずいて転んだにすぎない。」旨弁解している。

6 公判廷で、証人Bが、「甲とAが口論しており、その場を立ち去ろうとしたAが、自分で勝手につかずいて
7 転倒したのを私は見た。」旨、目撃状況を証言した。これに対して、検察官が、その証明力を争うために、捜査
8 段階で得られた次のような証拠の取調べを請求した場合、裁判所は、証拠として採用することができるか。

9 1 Bと同様に現場を目撃したCが行った、「甲がAを背後から手で突き飛ばし、Aが転倒したのを私は見
10 た。」旨の供述を録取した警察官作成の書面で、Cの署名押印のあるもの

11 2 Bが行った、「甲がAを背後から手で突き飛ばし、Aが転倒したのを私は見た。」との供述を聞き取った
12 旨の記載のある警察官作成の捜査報告書で、警察官の署名押印はあるが、Bの署名押印はないもの

13 3 2と同内容のBの供述を警察官が録音した録音テープ

14
15 (出題趣旨)

16 本問は、公判廷における証人の犯行目撃状況に関する証言について、捜査段階で得られた3つの矛盾供述を
17 題材として、法328条で許容される弾劾証拠の範囲を問うことで、伝聞法則の基本的な理解及び同条につい
18 ての基本的知識の有無と具体的事案に対する応用力を試すものである。

辰 巳 法 律 研 究 所

東京本校：〒169-0075 東京都新宿区高田馬場4-3-6
TEL03-3360-3371 (代表) ☎ 0120-319059 (受講相談)
<http://www.tatsumi.co.jp/>

横浜本校：〒221-0835 神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町2-23-5 銀洋第2ビル4F
TEL045-410-0690 (代表)

大阪本校：〒530-0051 大阪市北区太融寺町5-13 東梅田パークビル3F TEL06-6311-0400 (代表)

京都本校：〒604-8187 京都府京都市中京区御池通東洞院西入る笹屋町435
京都御池第一生命ビルディング2F TEL075-254-8066 (代表)

名古屋本校：〒450-0003 名古屋市中村区名駅南1-23-3 第2アスタービル4F
TEL052-588-3941 (代表)

福岡本校：〒810-0001 福岡市中央区天神2-8-49 ヒューリック福岡ビル8F
TEL092-726-5040 (代表)

岡山校：〒700-0901 岡山市北区本町6-30 第一セントラルビル2号館 8階
穴吹カレッジキャリアアップスクール内 TEL086-236-0335